

# 東大谷高等学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本方針

我校では親鸞聖人の教えに基づき宗教的情操教育を行っている。その環境下でいじめが存在することは、許されないことである。

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、こどもの健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題であると同時に、いじめを囃し立てたり、傍観したりする行為も許されないものである。

我々教職員はいじめは絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じ対応をすることによって生徒一人ひとりを多様な個性を持つ唯一無二の存在として認識し、生徒の人格を尊重しつつその発達過程で乗り越えるべき問題を共に共有し、いじめは、重大な人権侵害であること、そしていじめは絶対に許さないという姿勢で全ての教育活動において生命や人権を尊ぶ精神を育成することを徹底するため、ここにいじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。】

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話（インターネット上）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 目的

学校生活において、人権にかかる、生活指導部の指導範囲を著しく超えるような問題の予防・調査・解決のために本委員会を設置する。

#### (3) 構成員

校長、教頭、生活指導部長、生活指導主任、各学年主任、メンタルサポート主任  
人権主担、宗教主任、スクールカウンセラー

#### (4) 役割

- 1、いじめ防止基本方針の策定
- 2、いじめの未然防止
- 3、いじめの対応
- 4、教職員の資質向上のための校内研修
- 5、年間計画の企画と実施
- 6、年間計画進捗のチェック
- 7、いじめ防止基本方針の見直し

#### 4. 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 自己紹介資料及び面談によって把握された生徒状況の集約 新入生宿泊研修	相談窓口の周知 前担任、教科担当より生徒状況の引き継ぎ及び把握	相談窓口の周知 前担任、教科担当より生徒状況の引き継ぎ及び把握	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	人権講話（花祭り）	人権講話（花祭り）	人権講話（花祭り） 校外学習	「いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	人権教育HR	人権教育HR	人権教育HR （3年間の人権学習のまとめ）	
7月	三者面談（家庭での様子の把握）  アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	三者面談（家庭での様子の把握）  アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	三者面談（家庭での様子の把握）  アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	第2回委員会（進捗確認及びアンケート分析）
8月	勉強合宿・サマーセミナー（コミュニケーション能力の育成）	勉強合宿 修学旅行		教育相談週間（後期補習中）
9月	文化祭	文化祭	文化祭	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
10月	体育大会	体育大会	体育大会	
11月	校外学習 人権講話（報恩講） 人権教育HR	校外学習 人権講話（報恩講） 人権教育HR	人権講話（報恩講） 人権教育HR （3年間の人権学習のまとめ）	
12月	三者面談（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	三者面談（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	三者面談（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	第4回委員会（進捗確認及びアンケート分析）
1月	耐寒登山 コーラス大会 人権教育HR	耐寒登山 コーラス大会 人権教育HR		
2月	予餞会 卒業記念コンサート	予餞会 卒業記念コンサート	予餞会 卒業記念コンサート  卒業式	
3月	三者面談（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施	三者面談（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施		第5回委員会（アンケートの分析、年間の取組みの検証と年間計画の作成）

## 5. 取り組み状況の把握と検証（PDCAサイクルの検証）

いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりに（年3回）、取り組みが計画的、意図的、組織的に行われているかをチェック検証し、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

《PDCAサイクルとは》

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善していく

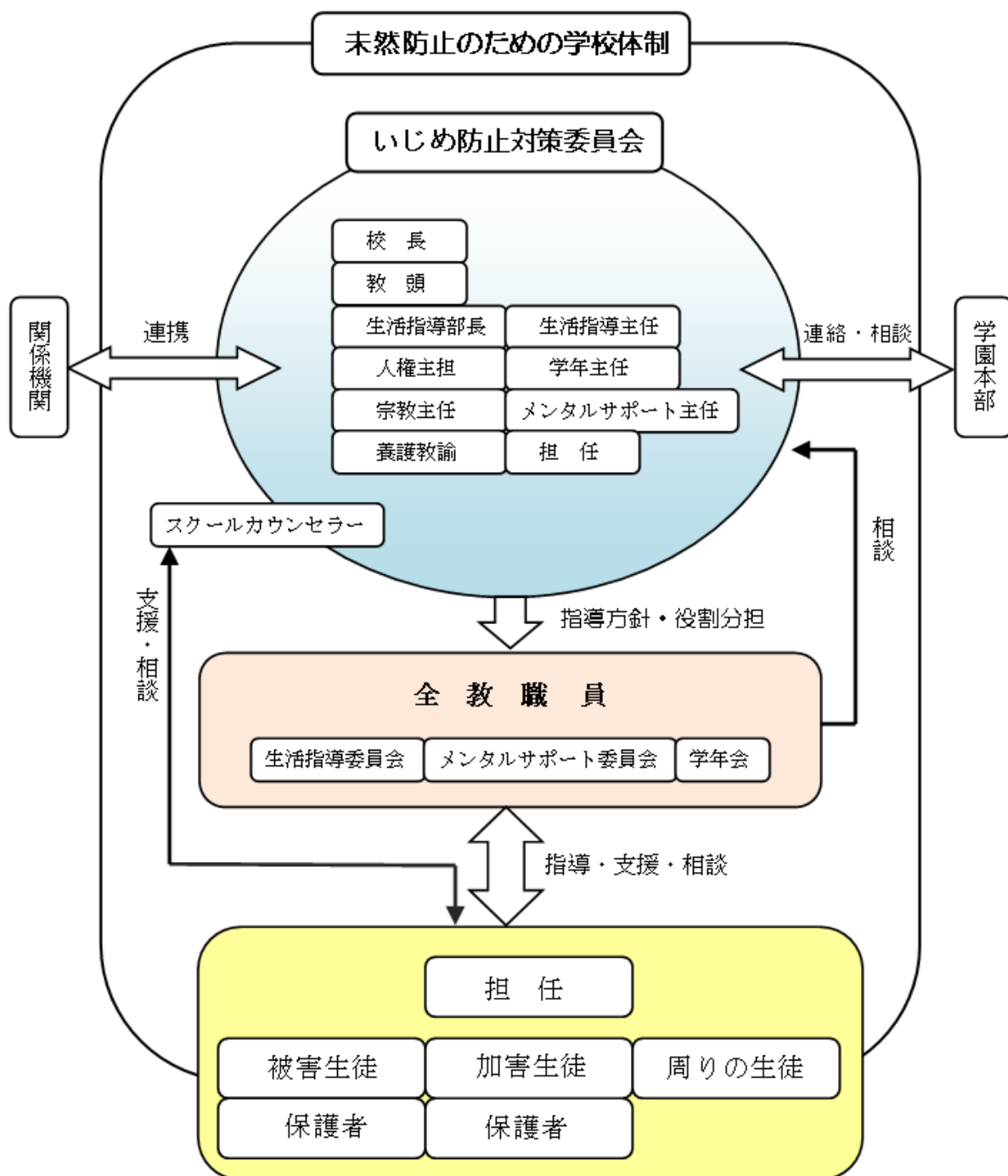
## 第2章いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意思を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間、探究ゼミナールのそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことがもっとも重要である。そのためには教職員が生徒に寄り添い、共に学び喜び分かち合う環境が必要である。本校ではメンタルサポート委員会を設置し、現在、不登校生徒に寄り添い教室復帰を目指す中で、成育歴の中で家庭や学校で受けてきたであろう苦しみを引出し、その苦しみから脱却させ、成長し乗り越えるための支援を行っている。

## 2. いじめ防止のための体制



### 3. いじめ防止のための措置

いじめに対し共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のいじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① 教職員に対しては、平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒の様子を日ごろから観察し、教職員間の活発な情報や意見の交換を行い、学級間、学年間そして学校全体でいじめ防止のための環境づくりをする。

- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒に愛情を持ち、配慮を要する子供たちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることが出来る。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- ③ いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声掛けが「認められた」と自己肯定間につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

わかりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学しあい、気軽に話ができる職員室の雰囲気も必要である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声掛けが生徒の自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声掛けを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声掛けのタイミングを見逃さないようにすることである。

- ⑤ 生徒らがいじめについて学び、取り組む方法として、人権 HR において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

### 2. いじめ早期発見のための措置

- ① 実態把握の方法として、人権教育の LHR のいじめアンケート及び学校評価アンケートにおいて実態調査を行う。
- ② 定期的な教育相談として、スクールカウンセラーとの面談を促して当事者の気持ちを理解する。
- ③ 常日頃から保護者との連絡を密にして、子どもたちの学校内外の様子について情報を共有する。
- ④ 生徒の相談に親身になって応じ、さらに積極的に話しかけるなどしてコミュニケーションを十分に行う。
- ⑤ 三者面談等で「何かあれば担任に気軽に相談してください」「担任に相談しづらい場合には、直接、学年主任、生活指導主任、メンタルサポート主任、教頭、校長に相談してください」等相談体制を広く周知する。夏・冬・春休みのアンケートで（年3回）相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検する。
- ⑥ スクールカウンセラーの面談により得た個人の情報についてはその対外的な取り扱いについて、慎重に取り扱うこととし、個人情報保護法にそって適切に管理する。

## 第4章いじめに対する考え方

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるには当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。

近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2. いじめの発見・通報を受けた時の対応

#### 【校内指導体制】

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生活指導主任等に報告、相談する。
- ③ どんな些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には事実確認を行う。その際、だれが人権を犯し、だれが人権を侵害されているかを明確にする。
- ④ いじめを訴えてきた生徒の安全を確保する。
- ⑤ いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ防止対策委員会」を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる。
- ⑥ 被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長にも主眼をおいて指導する。加害生徒はいじめを正当化する傾向にある故、事実を正確に把握したうえで、いじめは許されない行為であると毅然たる態度を示し指導する。
- ⑦ 事件の調査段階では、双方の言い分を、公平且つ、丁寧に聞く。いじめの理由やいじめられた時の気持ちなど、事実関係を照合して、丁寧に調べ、双方の保護者の気持ちも聞く。



- ⑧ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告し、状況に応じて、私学課等の関係機関と相談する。
- ⑨ 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑩ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- ⑪ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめた生徒を定められた期間、別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて「ほっとする一む」の利用も併せて行い、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ① いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせる。当該担任、各学年と「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止措置をとる。必要に応じて警察、並びに、私立学校人権教育委員会等の外部関係機関の協力を得て対策を講じる
- ② 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う
- ③ いじめにかかわったとされる生徒からの聴取を行う。その際、個別に行うなど配慮をする
- ④ いじめに至る原因を明らかにし、何らかの欲求不満の結果で行ったとすれば不満を解消することが必要である。加害生徒の気持ちをよく聞く姿勢を示す。  
しかしながら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、メンタルサポート委員会、スクールカウンセラー、学園カウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる
- ⑤ 指導中は当該生徒や保護者の心理的安定を図る。
- ⑥ いじめた生徒の個人情報の取り扱いについては十分に留意する

- ⑦ いじめをした生徒の懲戒として、特別指導（退学、出席停止、別室指導）の措置をとることもある。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした取り巻きの生徒に対しても自分の問題であると捉えさせる。いじめにかかわった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の悩みや苦しみに対し共感できる感情を育てることを通じて行動の変容につなげる。又同調していたり囃し立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ② いじめを指摘できる雰囲気作りを目指す。特に、「傍観者」や「観衆」の生徒にはいつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。「密告した」「チクッタ」等誤った考えが集団内で幅をきかせないように留意する。
- ③ いじめが認知された際、被害、加害の生徒たちだけの問題にせず、学校の課題としての解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し生徒が学校生活を安心して過ごせるよう支援する。
- ④ 認知された「いじめ」の事象を学校における人権教育の課題としてつなげることにより、その課題を教訓化する。いじめにかかわった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、それまでの生徒への対応を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を通して人間関係の強化（エンパワーメント）を図る。その際メンタルサポート委員会及びカウンセラー（臨床心理士）とも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6. ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、被害生徒が削除を望んでいる等、該当箇所の削除を要請する場合は、その掲示板にある削除要請手順に従って、その個所と理由を明確にした上で、プロバイダー、サーバーの管理、運営者に削除要請を行う。

- ② 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生ずる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を得る。具体的な対応については、大阪法務局人権擁護部や、大阪府警（大阪府警察本部ハイテク犯罪対策室または最寄りの警察署）等と連携する
- ③ 情報モラル教育を進めるために、生徒だけでなく保護者に対して SNS や携帯電話を使ったメールのいじめ防止等の研修や情宣をする。
- ④ 生徒に対して、教育活動全般において、インターネット上のいじめ防止についてのモラル教育を推進する。
- ⑤ ネットパトロール等を行い、随時生徒に対し注意、指導をしていく。

附則 この方針は平成26年3月31日に公布する。

この方針は平成27年4月 1日に改訂する。

この方針は令和 4年2月 1日に改訂する。